

## 嘱託員に関する規程

### (趣 旨)

第1条 この規程は、規約第28条第3項第2号に規定する嘱託員の雇用および勤務条件等に関し必要な事項を定めるものとする。

### (雇 用)

第2条 嘱託員は、次に掲げる要件を備えている者のうちから、理事長が理事長専決規程第1条第8項の規定により雇用する。

- (1) 雇用にかかる職の任務に必要な知識および技能を有していること
- (2) 健康でかつ意欲を持って職務を遂行すると認められること
- 2 雇用については、別途雇用契約を締結するものとする。

### (雇用期間)

第3条 雇用期間は、1年以内とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、嘱託員は再雇用することができる。

### (服 務)

第4条 嘱託員は、職務の遂行にあたっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

- 2 嘱託員は、その職務の遂行にあたっては、定款・規約・その他諸規程に従い、かつ所属上長の職務上の命令に忠実に従わなければならない。
- 3 嘱託員は、その職の信用を傷つけ、またはこの土地改良区の不名誉となるような行為をしてはならない。
- 4 嘱託員は、理事長の許可があつた場合を除くほか、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

### (勤 務 日)

第5条 嘱託員の勤務日は、理事長が定める。

### (勤務時間)

第6条 嘱託員の勤務時間は、1週間について常勤のこの土地改良区職員の4分の3（29時間）を超えない範囲内で理事長が定める。

### (休 憩)

第7条 嘱託員の休憩時間は、職員就業規程（以下「就業規程」という。）第9条に準ずる。

第8条 嘱託員は、休憩時間を自由に利用することができる。

### (週 休 日)

第9条 理事長が勤務割をしない日は、週休日とする。

### (休日および休日振替)

第10条 嘱託員の休日および休日振替は、就業規程第12条に準ずる。

### (時間外および休日勤務)

第11条 業務の性質その他の事由によって必要がある場合においては、第6条の勤務時間を超えて勤務させ、または第9条および第10条の休日に勤務させることができる。

### (手 続)

第12条 前2条の規定による時間外ならびに休日勤務は、事務局長が超過勤務命令によりこれを命ずる。

(嘱託員に関する規程)

(手当)

第13条 時間外勤務をさせた場合、休日勤務をさせた場合、および22時から翌日5時までの間に深夜勤務をさせた場合には、第22条および第23条により手当を支給する。

(年次有給休暇)

第14条 嘱託員には、年次有給休暇を与える。

2 年次有給休暇が与えられる嘱託員の要件およびその日数は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 週所定労働日数が5日以上とされている嘱託員および週以外の期間によって所定労働日数が定められ、1年間の所定労働日数が217日以上とされる場合の嘱託員が、雇用の日から6ヵ月間継続勤務し全所定労働日数の8割以上出勤した場合

継続勤務が6ヵ月を超えることとなる日から1年間において10日

(2) 週所定労働日数が4日以下とされている嘱託員および週以外の期間によって所定労働日数が定められ、1年間の所定労働日数が48日以上216日以下であるとされる場合の嘱託員が、雇用の日から6ヵ月間以上継続勤務し全所定労働日数の8割以上出勤した場合

週所定労働日数が4日以下とされている嘱託員にあっては、別表の左欄に掲げる週所定労働日数の区分に応じ、週以外の期間によって勤務日が定められている嘱託員にあっては、同表の中欄に掲げる1年間の所定労働日数とされる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる付与日数

(3) 前2号の出勤した日数の算定に当たっては、年次有給休暇および特別休暇の取得期間は、これを出勤したものとみなして取り扱うものとする。

3 年次有給休暇の単位は、1日または半日とする。

ただし、1日の勤務時間が常勤の本区職員に準ずる嘱託員については、1時間単位で付与することができる。この場合において、一の年における時間休暇の時間数の合計は、付与年次有給休暇に0.2および当該嘱託員の1日の平均勤務時間数を乗じて得た数を基準として理事長が定める。

4 嘱託員が退職後、引き続き嘱託員または臨時雇員として雇用されたときは、年次有給休暇の日数等を引き継ぐものとする。

(特別有給休暇)

第15条 特別有給休暇については、就業規程第24条に準ずる。

第16条 女子嘱託員については、次の各号に掲げる事項に該当するときは、本人の請求により、それぞれの範囲内において特別休暇を与える。

(1) 生理日の勤務が著しく困難なとき 2日

(2) 出産する場合 産前7週間、産後8週間(多胎妊娠にあっては産前10週間)

(3) 妊娠中および出産後、母子保健法(昭和40年法律第141号)による保健指導または健康診査を受ける場合 その都度

2 第1項第2号および同第3号については、無給とする。

(育児による休業)

第17条 育児による休業については、就業規程第26条に準ずる。

(介護休暇)

第18条 介護休暇については、就業規程第26条の2から第26条の4に準ずる。

(子の看護休暇)

第19条 子の看護休暇については、就業規程第26条の5に準ずる。

(時間外勤務に伴う休暇)

第20条 1ヵ月に60時間を超える時間外勤務を行った嘱託員に対して、時間外勤務手当の支給割合の引き上げ分100分の25に代えて、勤務することを要しない日または時間を指定で  
〔神追46〕 622

きるものとする。

(病気休暇)

第20条の2 嘱託員の病気休暇については、職員就業規程第26条の7に準ずる。ただし、休暇日数については、定められた1週間の勤務日数により年間1～10日間とする。

週5日:10日 週4日:7日 週3日:5日 週2日:3日 週1日:1日

なお、嘱託員における病気休暇は無給休暇とし、医師の診断書は不要とする。

(報酬)

第21条 嘱託員の報酬額については、給与規程第4条別表再雇用1級を支給する。

なお、上記の額は週5日勤務の額であるので、勤務日数に応じこれを減額するものとする。

2 報酬は月の1日から末日までの期間について、その月額を毎月20日に支給する。

ただし、報酬のうち時間外勤務手当、休日勤務手当については、その月分を翌月20日に支給する。なお、20日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日もしくは土曜日または日曜日にあたる場合は、これらの日の前日に支給するものとし、通勤手当については、第24条第5項によるものとする。

(時間外勤務手当)

第22条 時間外勤務手当は、給与規程第13条に準じて支給する。

(休日勤務手当)

第23条 休日勤務手当は、給与規程第14条に準じて支給する。

(通勤手当)

第24条 通勤手当は、次に掲げる嘱託員に支給する。

(1) 通勤のため、交通機関を利用してその運賃を負担することを常例とする嘱託員

(2) 通勤のため、自転車・原動機付自転車その他の交通用具（以下「自転車等」という。）を使用することを常例とする嘱託員

(3) 通勤のため、交通機関を利用してその運賃を負担し、かつ自転車等を使用することを常例とする嘱託員

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる嘱託員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

(1) 前項第1号に掲げる嘱託員 必要額

(2) 前項第2号に掲げる嘱託員 給与規程第19条第2項第2号の規定を準用する

(3) 前項第3号に掲げる嘱託員は、第1号および第2号に掲げる額の合計額

3 通勤手当の支給の対象とする距離は、嘱託員の住居から勤務場所までに至る経路のうち、一般に利用し得る最短の経路の長さによるものとする。

4 通勤手当の支給を受けるべき条件を具備した場合、雇用開始日から雇用終了日までの期間について支給する。

5 第2項第1号、同項第3号に掲げる必要額等は、雇用開始日とその属する月の途中の場合は翌月20日に、その日が月の始めにあってはその月に支給する。

(雇用の終了等)

第25条 雇用期間満了のとき。

2 嘱託員が次の各号に該当する場合において、その意に反して雇用期間満了前であっても解雇する。

(1) 精神または身体に故障を生じ、もしくは虚弱となり、または老衰し業務に堪えないと認められたとき

(2) 一部事業の変更、廃止その他やむを得ないこの土地改良区の業務上の都合によるとき

(3) 勤務成績、能力、その他の理由により雇用することが不相当と理事長が認めたとき

(嘱託員に関する規程)

(その他)

第26条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

別表1

| 週所定労働日数 | 1年間の所定労働日数 | 付与日数 |
|---------|------------|------|
| 5日以上    | 217日以上     | 10日  |
| 4日      | 169～216日   | 7日   |
| 3日      | 121～168日   | 5日   |
| 2日      | 73～120日    | 3日   |
| 1日      | 48～72日     | 1日   |

附 則

1. この規程は、平成29年 4月 1日より施行する。

附 則

1. この変更規程は、平成31年 4月 1日より施行する。

附 則

1. この一部改正は、令和 6年 4月 1日から施行する。